

I MA 駐車場管理規程

1 駐車場の名称及び住所

I MA 中央館駐車場 東京都練馬区光が丘 5-1-1

I MA 東館駐車場 東京都練馬区光が丘 2-1-0

I MA 南館駐車場 東京都練馬区光が丘 3-9

2 駐車場管理者の氏名及び住所

(1) 名 称 株式会社新都市ライフホールディングス

(2) 所 在 地 東京都練馬区光が丘 5-1-1 TEL03 (3976) 2001 (光が丘事業本部代表)

(3) 代表者氏名 代表取締役社長 小林 昭次

(4) 代表者住所 東京都新宿区西新宿 6-8-1

3 供用時間

(1) 供用時間の開始及び終了時間

I MA 中央館駐車場 0時～24時

I MA 東館駐車場 6時～24時

I MA 南館駐車場 6時～24時

(2) 休業日 なし

(3) 上記のほか、駐車場管理者はこの駐車場の補修その他管理上のやむをえない場合に、主務官庁に届出のうえ駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

4 駐車料金

(1) 昼間の利用時間及び利用料金

①利用時間 ・午前9時から午後9時まで

②利用料金 ・最初の1時間 300円

・以降20分ごと 100円

(2) 夜間の利用時間及び利用料金

①利用時間 ・午後9時から翌日午前9時まで

②利用料金 ・最初の1時間 100円

・以降60分ごと 100円

※夜間最大料金は600円とする。

(3) 駐車場無料サービス

① I MA のファッション、雑貨、フード、サービス、銀行、スポーツクラブ、音楽教室、ホール等施設利用において、平日の場合は合計 1,000 円（税別）以上、土日祝日の場合は 2,000 円（税別）お買上げの顧客に 2 時間まで無料とする（以下「物販等利用」という）。

② I MA のカフェ、レストランにおいて、平日の場合は合計 1,000 円（税別）以上、土日祝日の場合は 2,000 円（税別）お買上げの顧客に 2 時間まで無料サービスとする（以下「カフェ等利

用」という)。

③ 物販等利用とカフェ等利用の両方を利用した顧客には、3時間まで無料サービスとする。

(4) 駐車場パーク&ライド

駐車場パーク&ライドは、平日限定(土・日・祝日・特定日を除く)の6時から24時までとし、利用料金は1ヶ月10,000円(税別)とする。なお、IMA中央館のみ取り扱う。

※特定日 ⇒ 12/29~1/3

5 バイク駐車料金(東館駐車場)

・利用時間 午前6時から午前0時まで

バイク種類	3時間まで	以後2時間毎
原付	無料	200円
自動2輪	無料	300円

6 供用契約に関する事項

(1) 駐車位置は固定しない。

ただし、パーク&ライドを使用する利用者の駐車位置は階層を指定する。

(2) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車中の自動車の保管にあたり、善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の消滅又は損傷について、その障害を賠償する責を負う。

(3) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む)は、故意又は過失により、この駐車場の諸設備及びその他の駐車中の自動車等の損害を生じた場合は、直ちにこの賠償を管理者及びその他の被害者に賠償しなければならない。

(4) 駐車場利用者は、駐車した自動車を駐車した日の翌日中までに引取らなければならない。但し、あらかじめ駐車場管理者の承認を得た場合はこの限りではない。

(5) 駐車場の管理者の承諾なくして駐車した日の翌日を超えて駐車自動車の引取りをしなかったときは、駐車料金のほか、入庫時から引取りのあった時点まで1時間につき金2,000円の割合にて違約金を徴収することができる。

(6) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車内に留置された貴重品その他の物品に関する損害については賠償の責を負わない。

(7) 駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

イ 駐車位置、場内交通規制等は、標識もしくは信号機の標識の標示又は係員の指示に従うこと。

ロ 駐車場内での走行は時速8km以下で徐行すること。

ハ 駐車以外の用途に使用してはならない。ただし、商品等の搬出入及び廃棄物処理搬出は所定

の場所及び通路を使用して、速やかに行うこと。

- ニ 駐車場内に引火物、危険物の持込み、場内での喫煙、火気の取扱いは行わないこと。
- ホ 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと、及びドア、トランク等は施錠すること。
- ヘ 駐車中の自動車は、必要以上長時間エンジンを稼働させないこと。
- ト 駐車場内での設備又は他の自動車及び器具等に損傷、汚損を与えたときは直ちに係員に申し出ること。
- チ 利用者は、自己の自動車に駐車中事故が生じたと認められたときは、出庫以前に係員に申し出なければならない。
- リ 利用者及びその関係者（同乗者を含む）は禁止されている場所に立入り又は特殊措置操作盤、その他の機器類に許可なく手を触れてはならない。
- ヌ 駐車位置は、場内整理の都合上他の位置に移動することがある。
- ル 利用料金は、乗車する前に駐車場内に設置してある自動料金計算機にて、料金を支払わなければならない。
- ヲ 前各号に掲げるものの他、係員の指示に従うこと。

7 駐車場管理者は、遵守事項その他必要な事項を場内の見えやすい場所に掲示する。

8 駐車場管理者は、次の場合に駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車利用者が駐車場管理規程を守らなかった場合。
- (2) 駐車場内で利用者及びその関係者（同乗者を含む）が著しく秩序をみだすおそれがあると認めた場合。
- (3) 危険物を積載している自動車その他駐車場の管理上支障のある自動車が駐車する場合。

9 駐車できない自動車

長さ 5.0m、幅 1.9m、高さ 2.1m、および重量 2 t を超えるもの。

10 駐車場で営む付帯業務

なし

令和 3 年 11 月 1 日改